山形県渋滞対策推進協議会　規約

（名称）
第１条　本会は、「山形県渋滞対策推進協議会」（以下「協議会」という）と称する。

（目的）
第２条　協議会は、山形県内の主要都市における慢性的な渋滞を解消し円滑な交通流を確保するため、関係機関相互の連携を図りつつ、渋滞対策について総合的な整備計画を策定することを目的とする。

（事業）
第３条　協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
（１）　渋滞の実態調査の計画・立案及び結果の分析
（２）　渋滞対策に関する施策の検討
（３）　渋滞対策に関する整備計画の策定
（４）　その他前条の目的を達成するために必要な事項

（構成）
第４条　協議会は東北地方整備局･山形県及び会長が必要と認める機関の職員により構成する。

（協議会）
第５条　協議会に会長を置き、東北地方整備局山形河川国道事務所長がその職務にあたる。
２　会長に事故がある時は、会長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。
３　会長は、協議会を総括し、協議会を招集する。
４　協議会の構成は別紙のとおりとする。ただし、必要に応じて会長が指名するものを委員として参加させることができる。
５　協議会は、第３条の事業についての基本方針及び重要事項の決定を行う。

（事務局）
第６条　協議会の運営に係わる事務を行わせるための事務局を設置する。
２　事務局は山形河川国道事務所 調査課、酒田河川国道事務所 調査課、山形県 県土整備部 道路整備課及び各総合支庁道路計画課（道路課）の職員により構成する。

付則　この規約は平成 17 年 11 月 18 日より施行する。
改正：平成 24 年 6 月 28 日
平成 25 年 7 月 2 日
平成 29 年 7 月 28 日
令和 5 年 8 月 2 日

令和７年度　山形県渋滞対策推進協議会　委員名簿

	所　　属	役　　職
会　長	国土交通省 東北地方整備局	山形河川国道事務所長
副会長	国土交通省 東北地方整備局	酒田河川国道事務所長
委　員	国土交通省 東北地方整備局	企画部 広域計画課長
	国土交通省 東北地方整備局	道路部 道路計画第一課長
	国土交通省 東北地方整備局	道路部 道路計画第二課長
	国土交通省 東北地方整備局	道路部 地域道路課長
	国土交通省 東北地方整備局	道路部 交通対策課長
	国土交通省 東北運輸局	山形運輸支局 首席運輸企画専門官
	山形県	県土整備部 都市計画課長
	山形県	県土整備部 道路整備課長
	山形県	みらい企画創造部 総合交通政策課長
	山形県警察本部	交通部 交通規制課長
	東日本高速道路㈱ 東北支社	管理事業部 交通技術課長
	山形市	都市整備部長
	米沢市	建設部長
	鶴岡市	建設部長
	酒田市	建設部長
	新庄市	都市整備課長
	上山市	建設課長
	長井市	建設課長
	天童市	建設部長
	尾花沢市	建設課長
	南陽市	建設課長
	中山町	建設課長
	河北町	都市整備課長
	高畠町	建設課長
	三川町	建設環境課長
	寒河江市	建設管理課長
	東根市	建設部長
	村山市	建設課長
	金山町	環境整備課長
	最上町	建設水道課長
	小国町	地域整備課長
	飯豊町	地域整備課長
	庄内町	建設課長
	遊佐町	地域生活課長
	山形県ﾄﾗｯｸ協会	専務理事
	山形県バス協会	専務理事
	山形県ﾊｲﾔｰ協会	専務理事
	山形地区ﾊｲﾔｰ協議会	会長
	山形県観光物産協会	常務理事